

建築確認検査手数料 (平成27年8月18日 改定)

手数料は、申請部分の床面積の合計及び申請建物の用途、構造により定めています。

(表-1) 建築物

- 1類 2類以外のもの
 - 2類 建築基準法別表第1(1)~(4)の特殊建築物 (ただし、共同住宅、寄宿舍および床面積100㎡以下のものを除く)
- (円)

申請部分の床面積の合計 ※4	確認申請				中間検査 ※2 ※3		完了検査 ※2			
	(A) 構造計算なし		(B) 構造計算あり ※1		1類	2類	中間検査あり		中間検査なし	
	1類	2類	1類	2類			1類	2類	1類	2類
S ≤ 30 ㎡	10,000		25,000		15,000		15,000		18,000	
30 ㎡ < S ≤ 100 ㎡	15,000		35,000		20,000		20,000		23,000	
100 ㎡ < S ≤ 200 ㎡	20,000	30,000	45,000	55,000	25,000		25,000		28,000	38,000
200 ㎡ < S ≤ 500 ㎡	30,000	45,000	55,000	70,000	35,000		35,000		38,000	53,000
500 ㎡ < S ≤ 1,000 ㎡	45,000	67,000	75,000	97,000	50,000		50,000		55,000	75,000
1,000 ㎡ < S ≤ 2,000 ㎡	65,000	97,000	100,000	132,000	70,000		70,000		75,000	95,000
2,000 ㎡ < S ≤ 3,000 ㎡	160,000		構造審査手数料 (5万)		95,000		95,000		100,000	120,000
3,000 ㎡ < S ≤ 4,000 ㎡	200,000		(7万)		125,000		125,000		130,000	150,000
4,000 ㎡ < S ≤ 5,000 ㎡	250,000		(9万)		155,000		155,000		165,000	185,000
5,000 ㎡ < S ≤ 10,000 ㎡	300,000		(11万)		195,000		195,000		205,000	225,000

- ※1 複数棟の確認申請手数料は、棟毎の構造審査手数料の合計に、構造計算なしの手数を加えた金額になります。
適合判定が必要な場合は、別途10,000円の事務手数料および(参考)構造計算適合性判定手数料が必要となります。
- ※2 下記の地域は、中間・完了検査の場合、別途10,000円の遠隔地手当を加算します。
豊川市・豊橋市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村
- ※3 中間検査手数料の床面積は、検査対象面積であり、各工程毎の手数料です。
中間検査と併せて瑕疵担保保険の検査を行う場合は、面積区分に応じて割引します。
(2,000㎡までは、3,000円引 その後は協議による。)
- ※4 用途変更の場合の床面積は、1/2換算します。
- ※5 同一棟増築の場合は、3割増とします。

[特殊事項]

- 天空率適用の場合、適用項目の一につき別途20,000円を割増します。
- 限界耐力及び時刻歴応答解析の構造計算の審査は、引受けしません。
- 避難安全検証法及び耐火・防火区画性能検証法の審査は、引受けしません。

(表-2) 計画変更確認

(円)

	変更事項	適用要件	手数料の額
1	道路幅員の縮小	敷地境界線の変更がないこと	5,000
2	敷地面積の減少・敷地境界線の変更		5,000
3	建築物の高さの変更	高くなる場合	5,000
4	階数の増加		表-1の床面積の合計欄(増加した床面積)に応じた手数料額
5	建築面積の増加	床面積の増加を伴わないもの	5,000
6	床面積の増加(建築面積の増加を含む。)	建築面積の増加に伴う手数料は加算しない	表-1の床面積の合計欄(増加した床面積)に応じた手数料額
7	用途の変更	類似用途相互間以外の変更	5,000
8	浄化槽	処理方式の変更	5,000
9	壁の位置・長さの変更	主要構造部である壁又は防火上主要な壁	5,000
10	防火規制に係わる材料の変更	防火性能の下位への変更	5,000
11	開口部の位置・大きさの変更	採光・換気・避難・非常用進入口等に係わる開口部	5,000
12	構造形式の変更	① 構造形式が全て変更(意匠変更なし)	表-1 (B)-(A)
		② 基礎工法等の変更	表-1 (B)-(A)×0.3
		③ 混構造等で一方の構造形式の変更(意匠変更なし)	床面積の比率割合
		ただし、応力が増加し断面の変更がある場合	表-1 (B)-(A)
④ 耐震等級の変更	表-1 (B)-(A)		
13	その他	個別判断	

- 注 1. 変更事項が複数にわたる場合はそれぞれの額を合算します。ただし、床面積の増加を伴わない場合にあつては10,000円を、床面積の増加を伴うものはその手数料の額に5,000円を加算した額を上限とします。
2. 他社の物件にあつては、5,000円を10,000円に、10,000円を20,000円と読み替えます。

(表-3) 昇降機等

(円)

区分	確認申請	変更確認申請	完了検査
昇降機 (1機につき)	15,000	15,000	15,000
建築設備 (1つにつき)	15,000	15,000	15,000
工作物 (1つにつき)	15,000	15,000	15,000

○ 構造計算ありの場合は、構造計算審査料15,000円を割増します。

(表-4) 仮使用認定

(円)

仮使用部分の床面積	中間検査あり	中間検査なし	
		1類	2類
$S \leq 30\text{m}^2$	15,000	18,000	
$30\text{m}^2 < S \leq 100\text{m}^2$	20,000	23,000	
$100\text{m}^2 < S \leq 200\text{m}^2$	25,000	28,000	38,000
$200\text{m}^2 < S \leq 500\text{m}^2$	35,000	38,000	53,000
$500\text{m}^2 < S \leq 1,000\text{m}^2$	50,000	55,000	75,000
$1,000\text{m}^2 < S \leq 2,000\text{m}^2$	70,000	75,000	95,000
$2,000\text{m}^2 < S \leq 3,000\text{m}^2$	95,000	100,000	120,000
$3,000\text{m}^2 < S \leq 4,000\text{m}^2$	125,000	130,000	150,000
$4,000\text{m}^2 < S \leq 5,000\text{m}^2$	155,000	165,000	185,000
$5,000\text{m}^2 < S \leq 10,000\text{m}^2$	195,000	205,000	225,000

○ 2回目以後の仮使用、完了検査時の手数料は、すべてにおいて中間検査ありの欄を適用する